

枚方市と京阪ホールディングス株式会社との包括連携協定書

枚方市（以下「甲」という。）と京阪ホールディングス株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、枚方市内における社会課題の解決と持続可能な地域社会の実現に資するため、協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が緊密に連携し相互に協力することにより、脱炭素の推進やSDGsの達成、定住人口及び交流人口の拡大を図り、持続的な地域社会を実現することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- （1） 脱炭素推進に関すること
- （2） 公共交通機関の利用促進に関すること
- （3） 地域における教育や次世代育成に関すること
- （4） 安全安心で魅力ある地域づくりに関すること
- （5） 2025年大阪・関西万博に関連した地域づくりに関すること
- （6） その他、前条の目的の達成のため、相互の連携が必要と認められること

（守秘義務）

第3条 甲と乙は、この協定に基づく活動により知り得た情報を、甲又は乙の承認を得ないで第三者に漏らしてはならない。

（期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲又は乙からこの協定の改廃の申入れがないときは、この協定の有効期間が1年間延長されたものとみなし、その後も同様とする。

（その他）

第5条 甲と乙は、この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度協議して定めるものとする。

協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ署名捺印の上、各1通を保有する。

令和4年5月12日

(甲) 枚方市

市長 伏見 隆 印

(乙) 京阪ホールディングス株式会社

代表取締役社長 石丸 昌宏 印